



ベトナム労働法に関する報告を受けて  
～日本法と主な相違点～

高 田 真 司  
吉 永 佳 史

## 懲戒権行使の期間制限

- ▶ 日本では、懲戒権行使の期間制限を定める規定はない
  - 使用者が非違行為の存在を知らず、7年以上にわたって懲戒処分を行ってこなかった事案で、懲戒権の行使を権利濫用であり無効とした裁判例がある（最判平成18年10月6日・労判925号11頁）
  - 10年以上前の不正を理由とする懲戒解雇を有効とした裁判例もある（東京地判平成30年1月16日・判時2384号99頁）
    - 最判令和7年9月2日の事案も古い非違行為を問題としている
- ▶ ベトナムでは、懲戒権の行使に短期の期間制限がある
  - 原則： 違反発生の日から「6ヶ月」
  - 例外： 財務、財産又は雇用主の技術・営業秘密の開示に直結した違反の場合には「12ヶ月」

## 懲戒権行使の手続的規律

- ▶ 日本では、懲戒権行使手続に係る法令上の定めはない
  - 就業規則や懲戒規程、労働組合との労働協約の中で、懲戒権行使に関する手続や懲罰委員会への労働組合代表者の関与が定められる場合はある
  - 使用者による調査手続に、労働者の代理人の立ち合いを認める必要はない（認めるか否かは、使用者が個別の事案において判断している）
- ▶ ベトナムでは、懲戒権行使手続の規律がある（労働法122条）
  - 事業所の労働者代表組織の参加が必要
    - 労働組合：ベトナム労働総同盟（VGCL）の下部組織
    - 2019年労働法による、草の根労働者代表組織
  - 労働者には、代理人選任権がある

## 個別紛争解決手続

- ▶ 日本では、労働審判や民事訴訟が利用されることが多い
  - 手続選択は、申立人（原告）の自由である
  - 労働審判は、職業裁判官と労働審判員により行われる
  - 労働審判は、原則3回以内の期日で終結する（労働審判法15条2項）
    - 平均審理期間は「81.7日」とされる（裁判所ウェブサイト）
  - 労働審判に不服があれば、審判書の送達等から2週間以内に異議を申し立てることができる（労働審判法21条1項）
    - 異議申立があれば、労働審判は失効。労働審判の申立て時に訴えの提起があったとみなされる（労働審判法21条3項、22条1項）
  - 民事訴訟は、職業裁判官によって行われる
  - 労働関係訴訟の平均審理期間は「16.1ヶ月」とされる（裁判所データブック2025・71頁）

## 個別紛争解決手続

- ▶ ベトナムでは、調停・労働仲裁・訴訟がある
  - 原則として、調停前置主義がとられている
    - 解雇事件などは例外的に調停申立てが不要である
    - 調停人は「5営業日以内」に調停を終結
  - 労働仲裁手続では、申立ての受理から「7営業日以内」に仲裁委員会が設置され、その後「30日以内」に決定が行われる
  - 当事者が労働仲裁手続に従わなければ、訴訟を提起することになる
  - 民事訴訟では、裁判員が審理に参加する
  - 労働関係訴訟の審理期間は、「5～8ヶ月」とされる

ご清聴ありがとうございました